

もめない遺言の伝え方 / 脱水で脳梗塞？

婦人之友社

明日の友

あすのとも

241

健やかに年を重ねる生きかた

夏

隔月刊8-9月
2019

健康

脱水にご用心

夏にも多い脳梗塞

特集

“争族”にしない

相続と遺言の

ヒント

対談

歌が教えてくれること

森山良子

本城和治



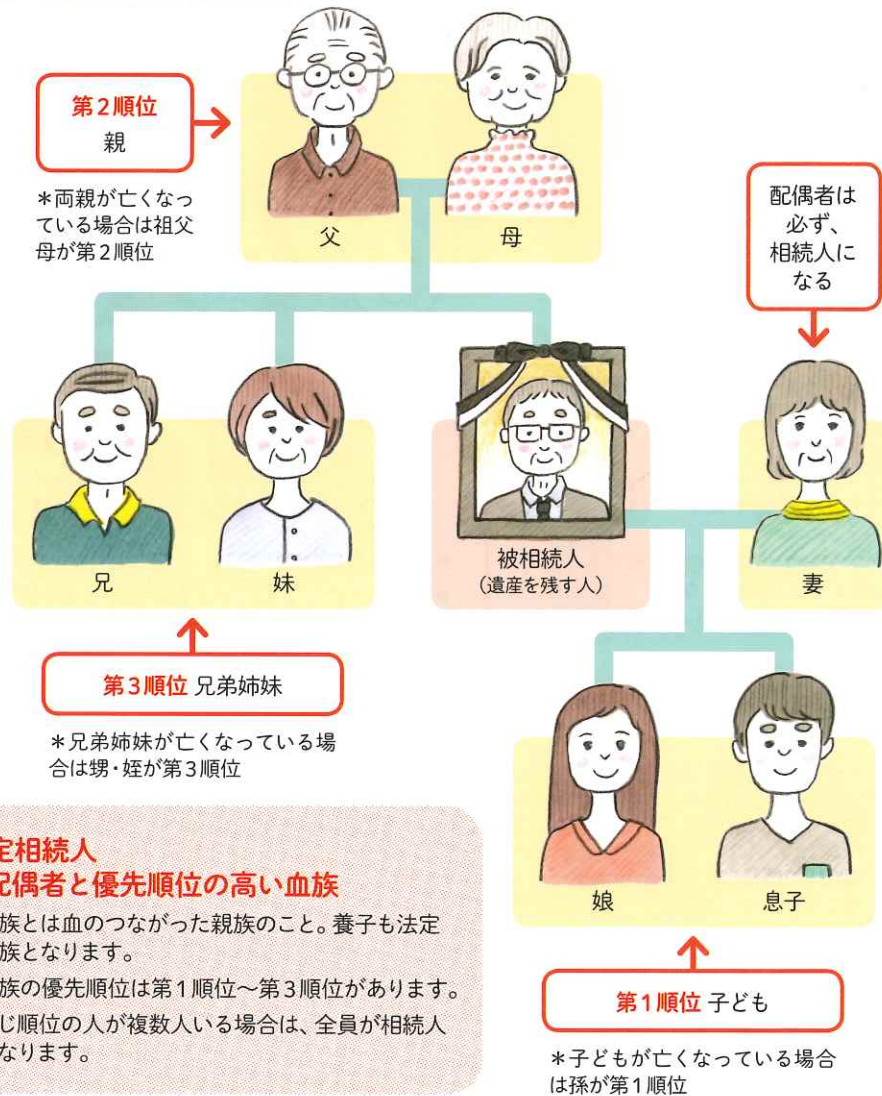
遺言を引き継ぐときや相続するとき、まず知りたいのが「誰がどれだけ相続するのか」ということでしょう。遺言があれば、基本的にその指示通り遺産が分配されます。一方、遺言がない場合は、法定相続人が遺産を受け継ぐこと（法定相続）になります。法定相続人とは民法で定められた相続人のこと。亡くなった人の配偶者と、優先順位の高い血族がそれに当たります【図表1】。

遺産分割の割合も民法で定められています。その割合は配偶者の有無や法定相続人の人数、血族の優先順位などによって違います【図表2】。

遺言書がない場合の法定相続とは？

押さえておこう！ 相続の基本

【図表1 法定相続人の範囲は？】



相続について、最低限知っておきたい基礎知識を解説します。誰がどのくらい相続するのか、法定相続人の範囲や相続の割合、相続税の基本などについて押さえておきましょう。

5つのステップ

- 1 相続人と財産を把握** →P.15,17
銀行や証券の口座もまとめておきましょう。
- 2 相続税を見積もる** →P.17
不動産価値等がわからない場合は専門家に相談しても。
- 3 法定相続や遺留分を確認** →P.15,16,17
これを越える遺産分割はめめやすいので、特に遺言が必要。
- 4 遺言書と財産記録を用意** →P.20,21
財産記録はパソコン作成でもよくなりました。
- 5 書類の保管場所を決め、相続人に伝える** →P.20
自筆証書遺言の場合は、封を開けずに家裁に持っていくことも伝えましょう。

構成・文：小川由希子
安藤拓郎〔弁護士〕

知って実行！ 相続のしくみと遺言書の活用



あんどうたくろう◎埼玉県出身。東京大学法学部卒業後、弁護士に。2009年、中村・安藤法律事務所を設立。